

○特例施設占有者の指定等に関する規則

平成19年11月27日

公安委員会規則第26号

特例施設占有者の指定等に関する規則をここに公布する。

特例施設占有者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、遺失物法(平成18年法律第73号。以下「法」という。)第17条の規定に基づく遺失物法施行令(平成19年政令第21号。以下「令」という。)第5条第5号の規定による指定、法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求及び法第26条第1項又は第2項の規定による指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出等)

第2条 指定を受けようとする施設占有者は、遺失物法施行規則(平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)第28条第2項の規定による鹿児島県公安委員会(以下「公安委員会」という。)への申請書の提出は、鹿児島県警察本部警務部会計課又は施設の所在地を管轄する警察署を経由して行うものとする。

2 規則第28条第2項に規定する申請書の様式は、指定申請書(別記第1号様式)のとおりとする。

3 前2項に規定する申請書には、誓約書(別記第2号様式)及び物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要(別記第3号様式)を添付しなければならない。

(特例施設占有者の指定)

第3条 公安委員会は、令第5条第5号の規定による指定(以下単に「指定」という。)をしたときは、指定通知書(別記第4号様式)により、規則第28条第1項の申請をした者(以下「申請者」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書(別記第5号様式)により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第28条第4項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書(別記第6号様式)を公安委員会の掲示板での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(指定をした特例施設占有者に係る公示事項の変更)

第4条 規則第29条第2項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書(別記第7号様式)を公安委員会の掲示板での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(指定の取消し)

第5条 公安委員会は、規則第30条第1項の規定による指定の取消し(以下単に「取消し」という。)をしようとするときは、行政手続法(平成5年法律第88号)及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書(別記第8号様式)により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

3 規則第30条第2項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書(別記第9号様式)を公安委員会の掲示板での掲示等と併せて、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

(報告等要求書による報告等の要求)

第6条 法第25条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による報告、資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書(別記第10号様式)により行うものとする。

(指示書による指示)

第7条 法第26条第1項又は第2項の規定による指示(以下単に「指示」という。)は、指示書(別記第11号様式)により行うものとする。

2 第5条第1項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

附 則(令和元年12月20日公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年2月5日公安委員会規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の特例施設占有者の指定等に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附則(令和7年5月30日公安委員会規則第27号)

この規則は、令和7年6月1日から施行する。

別記第1号様式(第2条関係)

指 定 申 請 書

遺失物法施行規則第28条第1項の規定により指定を申請します。

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

(ふりがな) 氏 名 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	電話() 一 番
(ふりがな) 法人にあっては、その 代 表 者 の 氏 名	
施設の名称及び所在地 〔移動施設にあっては、そ の概要及び移動の範囲〕	
物件の保管の場所	
物件の数及び その算出の基礎	

第2号様式(第2条関係)

誓 約 書

私は、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法(明治40年法律第45号)第235条、第243条(同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。)、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

鹿児島県公安委員会 殿

年 月 日

住 所

氏 名

第3号様式(第2条関係)

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

物件の保管を行うための施設の概要	
物件の保管を行うための人的体制の概要	

鹿公委第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしたので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

鹿児島県公安委員会



鹿公委第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設に係る遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づく特例施設占有者の指定については、指定をしないので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

理 由

年 月 日

鹿児島県公安委員会



別紙

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

鹿公委第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則第28条第4項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

鹿児島県公安委員会



鹿公委第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令第5条第5号の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったので、遺失物法施行規則第29条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

鹿児島県公安委員会



鹿公委第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので通知する。

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

取消年月日

年 月 日

理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会



別紙

この処分に不服がある場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

鹿公委第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 取 消 公 示 書

遺失物法施行規則第30条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消したので、同条第2項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

年 月 日

鹿児島県公安委員会



鹿公委第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

第25条第1項 報 告
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり 資 料 の 提 出 を求める。
第25条第2項 保管物件の提示

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

報告を求める事項

提出を求める資料

提示を求める保管物件

年 月 日

鹿児島県公安委員会



別紙

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

鹿公委第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

第26条第1項
遺失物法 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第26条第2項

記

施設の名称及び所在地(移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲)

指示事項

指示をする理由

年 月 日

鹿児島県公安委員会



別紙

この処分に不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、鹿児島県公安委員会に対して審査請求をし、又は行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の定めるところによりこの処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、鹿児島県を被告として(訴訟において鹿児島県を代表する者は鹿児島県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合は、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。